

患者様各位

令和3年1月4日

同志社山手病院長

制限回数を超えて実施するリハビリテーションに係る

選定療養費の徴収について

規定日数（脳血管疾患180日、運動器疾患150日、心大血管疾患150日、呼吸器疾患90日）を超えるリハビリテーションについては、月13単位までについては保険適用となりますが、13単位を超えて実施を希望される際は、1単位あたり下記の金額を選定療養費として徴収いたします。

リハビリテーション名	料金
脳血管疾患等リハビリテーション	廃用症候群以外の場合 2,220 円／1 単位 廃用症候群の場合 1,610 円／1 単位 ※要介護被保険者等については 廃用症候群以外の場合 1,320 円／1 単位 廃用症候群の場合 970 円／1 単位
運動器リハビリテーション	1,870 円／1 単位 ※要介護被保険者等については 1,120 円／1 単位

ただし、特定の病名に該当する患者様は制限回数除外として、選定療養の対象となりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。詳細については、医事受付へお問い合わせください。